○金融庁告示第七号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件（令和七年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（別紙様式第二号） ［表略］ （記載上の注意） この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。 ［１～７　略］ ８　特例企業会計基準等適用法人等における取扱い 本様式中に示す項目にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業会計の基準を明記した上で、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの項目を用いて、本様式を作成することができる。	（別紙様式第二号） ［同左］ （記載上の注意） この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。 ［１～７　同左］ ［加える。］
（別紙様式第四号） （単位：百万円）	（別紙様式第四号） （単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）		
科目	イ 財務会計ベースの額	［略］
資産の部		
総資産		
［略］		
有形固定資産		
［略］		
使用権資産		
［略］		
無形固定資産		
［略］		
使用権資産		
［略］		
［略］		

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）		
科目	イ 財務会計ベースの額	［同左］
資産の部		
総資産		
［同左］		
有形固定資産		
［同左］		
リース資産		
［同左］		
無形固定資産		
［同左］		
リース資産		
［同左］		
［同左］		